

## 土地利用・景観に関するアドバイザー派遣運用要領

制定 平成25年3月27日

### (目的)

第1条 この要領は、浜松市景観条例(平成20年浜松市条例第89号)第44条に規定する技術的援助及び浜松市住民協議による土地利用の推進及び調整に関する条例(平成16年浜松市条例第32号)第3条に規定する基本理念にのっとり活動を行う市民活動団体等に対する技術的援助としてのアドバイザー派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 派遣対象団体 次に掲げるすべてに該当するもの

イ 浜松市市民協働推進条例(平成15年浜松市条例第36号)第2条第1項第3号に規定する「市民活動団体」の認定を受けた団体

ロ 地域の土地利用、景観に関するまちづくり(以下「まちづくり」という。)を目的として活動する団体

(2) アドバイザー 次に掲げるいずれかに該当するもの

イ 技術士、建築士等のまちづくり、建築、色彩等に関する専門の資格を有するもの

ロ 大学等の教育機関又は研究機関でまちづくり、建築、景観、色彩等についての研究をしているもの

ハ 地域においてまちづくり、景観等に関する活動を継続的に行っているもの

ニ 景観整備機構に所属するもの

ホ まちづくり、景観、建築、色彩、屋外広告物、風致、緑化、環境等に関する専門的な知識を有するものとして市長が認めるもの

### (アドバイザーの業務内容)

第3条 アドバイザーが行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) まちづくり活動の進め方に関する助言

(2) まちづくりに関する制度及び市の施策等に関する勉強会の実施

(3) まちづくりに関する調査

(4) 類似する他団体の活動事例の紹介

(5) 組織の運営に関する助言

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

### (派遣の期間及び回数)

第4条 市長は、派遣対象団体に対し最初の派遣の日から1年の間に6回を限度としてアドバイザーを派遣することができる。

( 派遣の依頼 )

第 5 条 アドバイザーの派遣を希望する派遣対象団体は、市長に対し、アドバイザー派遣依頼書 ( 第 1 号様式 ) 及び次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 市民活動団体認定申請書及び市民活動団体認定結果通知書の写し
- (2) 現在までの活動の概要を記載した書面
- (3) 構成員名簿

2 既に本要領に基づきアドバイザーの派遣を受けた派遣対象団体が再度アドバイザーの派遣を希望する場合は、前項の規定にかかわらずアドバイザー再派遣依頼書 ( 第 2 号様式 ) を提出するものとする。

( 派遣の決定 )

第 6 条 市長は、前条の規定による依頼書を受領した場合においては、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で予算の範囲内においてアドバイザーの派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーを派遣することを決定する場合は、派遣対象団体の活動目的、内容、状況に適したアドバイザーを選定するものとする。ただし、前条の規定による依頼をした派遣対象団体の構成員であるアドバイザーは派遣することができない。

( 派遣の条件 )

第 7 条 市長は、前条の規定によりアドバイザーの派遣を決定した場合は、派遣対象団体に対し派遣の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

( 派遣対象団体への決定通知 )

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の規定によりアドバイザーを派遣することを決定した場合は、派遣対象団体に対し、その決定の内容及び前条の規定により条件を付した場合はその条件等をアドバイザー派遣決定通知書 ( 第 3 号様式 ) により、通知するものとする。

2 市長は、第 6 条第 1 項の規定によりアドバイザーを派遣しないことを決定した場合は、派遣対象団体に対し、その理由を付してアドバイザー非派遣決定通知書 ( 第 4 号様式 ) により通知するものとする。

( 変更届 )

第 9 条 第 6 条第 1 項の規定によりアドバイザーの派遣の決定を受けた派遣対象団体は、第 5 条の規定により提出した書類の記載事項に変更があった場合は、市長に対し、速やかにアドバイザー派遣変更届出書 ( 第 5 号様式 ) により変更の内容を届け出なければならない。

( 派遣対象団体以外へのアドバイザーの派遣 )

第 10 条 市長は市の政策を推進するため、まちづくりに関する技術的援助を必要と認める場合、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する派遣対象団体以外に対しても、アドバイザーを派遣することができる。

(アドバイザーへの依頼)

第 11 条 市長は、第 6 条及び前条の規定によりアドバイザーを派遣する場合は、当該アドバイザーに対し、派遣の目的、日時、報酬額等を記載したアドバイザー業務依頼書(第 6 号様式)により依頼するものとする。

(実績報告)

第 12 条 アドバイザーの派遣を受けた派遣対象団体は、派遣実施後市長に対し、速やかにアドバイザー派遣実績報告書(第 7 号様式)を提出しなければならない。

(業務報告)

第 13 条 第 11 条の規定により派遣の依頼を受けたアドバイザーは、本市と密接に連絡、調整をして業務を行うものとし、派遣完了時には市長に対し、アドバイザー派遣業務完了報告書(第 8 号様式)を提出しなければならない。

(派遣に要する費用)

第 14 条 アドバイザーの派遣に要する費用は、当該アドバイザーと協議の上予算の範囲内においてその額を決定するものとし、市が負担するものとする。ただし、交通費及び飲食に掛かる費用は当該アドバイザーが負担するものとする。

(守秘義務)

第 15 条 派遣されたアドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式) 第5条第1項関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

団体名称  
代表者氏名

印

アドバイザー派遣依頼書

土地利用・景観に関するアドバイザー派遣運用要領第5条第1項の規定により、次のとおり依頼します。

派遣対象団体名	
代表者氏名	
連絡先	住所： 電話・FAX番号： 担当者氏名：
活動の目的・内容	
他の制度による 補助や支援の有無	有( ) ・ 無

派遣希望日時・場所	日時： 場所：
派遣希望理由・内容	
参加予定人数	
備考	

(第2号様式)第5条第2項関係

年 月 日

(あて先)浜松市長

団体名称  
代表者氏名

印

アドバイザー再派遣依頼書

土地利用・景観に関するアドバイザー派遣運用要領第5条第2項の規定により、次のとおり依頼します。

派遣対象団体名	
代表者氏名	
連絡先	住所： 電話・FAX番号： 担当者氏名：
最初の派遣日	平成 年 月 日
派遣の回数	(今回で) 回目

派遣希望日時・場所	日時： 場所：
派遣希望理由・内容	
参加予定人数	
備考	

(第3号様式)第8条第1項関係

年 月 日  
第 号

(団体名称)

(代表者氏名) 様

浜松市長

アドバイザー派遣決定通知書

土地利用・景観に関するアドバイザー派遣運用要領第8条第1項の規定により、年 月 日  
付けで依頼のありましたアドバイザーの派遣について、次のとおりアドバイザーの派遣を決定し  
ましたので通知します。

派遣対象団体名	
代表者氏名	
派遣日時・場所	日時： 場所：
派遣アドバイザー	氏名： 所属： 分野：
派遣の回数	(今回で) 回目
派遣の条件	
備考	

(第4号様式)第8条第2項関係

年 月 日  
第 号

(団体名称)

(代表者氏名) 様

浜松市長

アドバイザー非派遣決定通知書

土地利用・景観に関するアドバイザー派遣運用要領第8条第2項の規定により、 年 月 日  
付けで依頼のありましたアドバイザーの派遣について、次のとおりアドバイザーを派遣しないこ  
とを決定しましたので通知します。

派遣対象団体名	
代表者氏名	
派遣しない理由	
備 考	

(第5号様式)第9条関係

年 月 日

(あて先)浜松市長

団体名称

代表者氏名

印

アドバイザー派遣変更届出書

土地利用・景観に関するアドバイザー派遣運用要領第9条の規定により、年 月 日付で提出した依頼書等の記載事項について、変更があったので次のとおり届け出ます。

派遣対象団体名	
代表者氏名	
変更内容	



(第6号様式) 第11条関係

年 月 日  
第 号

(アドバイザー氏名) 様

浜松市長

アドバイザー業務依頼書

土地利用・景観に関するアドバイザー派遣運用要領第11条の規定により次のとおりアドバイザー業務を依頼します。

派遣対象団体名	
代表者氏名	

派遣日時・場所	日時： 場所：
派遣の目的	
業務の内容	
報酬額	
備考	

(第7号様式) 第12条関係

年 月 日

(あて先) 浜松市長

団体名称

代表者氏名

印

### アドバイザー派遣実績報告書

土地利用・景観に関するアドバイザー派遣運用要領第12条の規定により、 年 月 日  
付けで決定を受けたアドバイザーの派遣実績について、次のとおり報告します。

派遣対象団体名	
代表者氏名	

派遣日時・場所	日 時： 場 所：
アドバイザー名	
参加者数	
概 要	
備 考	

(第8号様式)第13条関係

年 月 日

(あて先)浜松市長

(アドバイザー氏名)

印

### アドバイザー派遣業務完了報告書

土地利用・景観に関するアドバイザー派遣運用要領第13条の規定により、年 月 日  
付けで依頼を受けたアドバイザー派遣業務について、次のとおり報告します。

派遣対象団体名	
代表者氏名	

派遣日時・場所	日時： 場所：
参加者数	
概要	
今後の活動についての見通し	
備考	